

社会医療法人敬愛会  
「中頭病院新病院整備事業」  
公募型設計プロポーザル  
募集要項

## ．はじめに

社会医療法人敬愛会中頭病院は、昭和55年10月に沖縄県中部地区に新たに質の良い医療を提供したいという情熱を持った医師有志による医療法人敬愛会設立がそのスタートです。昭和57年4月1日に医師7名を含む職員83名、許可病床100床で開設されました。設立以来、「敬愛の心」を理念とし、医療活動を行って参りました。これまで沖縄県中部地区の医療水準向上に努め、地域連携に基づいた急性期を中心とした医療を担ってきました。しかし、開院後28年間経過し、その間度重なる医療政策の変化とともに改築工事を重ね随時、対応して規模・機能拡大を繰り返してきております。その結果対症療法的な施設の設備となり、根本的な解決ができず、早急な整備計画の実行が求められています。さらに今後の急速に進行する医学と、多様化しつつ増大していく医療需要にも適切に対応し、医療機能の充実強化を図り安らぎとゆとりのある療養環境を整えていきたいと考えます。

敬愛会中頭病院は平成21年3月に公的な位置づけのもと、沖縄県で初の社会医療法人に認定されました。効率良く透明性のある法人運営と更に地域基幹病院として貢献すべく、将来を見通した病院施設及び医療機能の総合的な整備を検討しています。

今回、本院の計画に沿った提案を広く求めるために、公募型プロポーザル方式により、設計事務所及び施工会社の設計部門などからの応募を求め、最も適した設計候補者を選定し、良きパートナーとして新病院建築のサポートをしていただきたいと考えています。

## ．一般事項

- 1．名 称：「中頭病院新病院整備事業」公募型設計プロポーザル（以下「提案競技」という）
- 2．建設場所：現在地（沖縄県沖縄市知花6丁目25番5号）
- 3．主 催 者：社会医療法人敬愛会（以下「敬愛会」という）
- 4．性 格：提案競技における提案は、参加者の基本的な考え方や病院建築等に関する能力、段階的な建替えの方法の提案力と建設コストの把握力を与えられた条件下における提案を通して評価することにより、最適候補者等を選定するために求めるものです。従って「中頭病院新病院整備事業」の設計においては、設計契約者の提案内容を変更する可能性があります。
- 5．事 務 局：社会医療法人敬愛会本部経営企画部  
〒904-2195 沖縄県沖縄市知花6丁目25番5号  
TEL098-939-1300 FAX098-939-5370  
ホームページ <http://www.nakagami.or.jp>  
e-mail: [keiei@nakagami.or.jp](mailto:keiei@nakagami.or.jp)
- 6．競技方法：提案競技は、公募型とし、2段階の審査方式とします。第一次審査では、原則的に技術提案書の審査によって数者程度選定を行います。第二次審査では第一次審査を通過した数者を対象にヒアリングを行い、設計監理能力等を総合的に評価して最適設計候補者ならび次席者を選び、理事会に報告します。
- 7．審査委員会：新病院基本設計審査委員会（以下「審査委員会」という）は、最適設計候補者及び次点者を選定し、理事会に報告します。

審査委員会は以下の委員により構成します。(五十音順、印は委員長)

筧 淳 夫 (国立保健医療科学院施設科学部長)  
下 地 勉 (社会医療法人敬愛会中頭病院副院長)  
玉那覇 榮 一 (社会医療法人敬愛会理事)  
千 葉 学 (東京大学大学院工学系研究科建築学専攻准教授)  
山 下 哲 郎 (工学院大学工学部建築学科教授)

8. 審査結果の発表: 第一次審査の結果は平成22年5月31日頃、参加者全員へ通知すると共に、第二次審査への通過者をホームページに掲載します。第二次審査の結果/講評については、最適設計候補者および次点者の結果/講評を第二次審査要請者全員へ文書にて通知し、またホームページにも掲載します。

・提案競技の予定日程(変更の場合あり)

平成22年4月 1日(木)~4月10日(土)	: 募集要項等の配布期間(ホームページ等)
平成22年4月 5日(月)	: 敷地見学申込書の提出期限
平成22年4月 8日(木)~4月9日(金)	: 敷地見学会
平成22年4月12日(月)	: 参加表明書・会社案内(パンフレット) 提出期限
平成22年4月13日(火)~4月16日(金)	: 質疑書提出期限
平成22年4月23日(金)	: 質疑書の回答
平成22年5月19日(水)	: 第一次審査提出書類(技術提案書等) 提出期限
平成22年5月29日(土)	: 第一次審査
平成22年5月31日(月)	: 第一次審査の結果の通知および第二次審査 参加要請
平成22年6月20日(日)	: 第二次審査(ヒアリング)
平成22年6月30日(水)	: 第二次審査結果の通知、公表

・参加者の資格条件

本提案競技に参加するもの(以下「参加者」という)の必要な資格は、次に掲げるとおりです。

1. 参加資格

参加者は、次の各号に該当すること。

- (1) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- (2) 参加者の中に、次に掲げる事項に該当する者がいないこと。
  - 審査委員会の委員

- 審査委員が自ら主宰し、または役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及び当該組織に所属する者

(3) 総括責任者および各主任技術者の条件は、次のとおりとする。

総括責任者および建築担当の主任技術者は、一級建築士であること。

構造担当の主任技術者は、一級建築士または構造設計一級建築士であること。

・ 手続等

#### 1. 担当部署

事務局「社会医療法人敬愛会本部経営企画部」

#### 2. 敷地見学申込書

敷地見学希望者は、敷地見学参加申込書（様式 - 9）の必要事項を記載し、4月5日（月）までに事務局へメールにて提出してください。人数調整後、日程を決定します。

#### 3. 参加表明書

##### (1) 参加表明書

提案競技参加希望者は、別添「参加表明書及び提出書類作成要領」に従い、参加表明書「様式 1」、業務実績（会社案内パンフレット等）を作成して提出してください。

##### (2) 提出場所及び方法

- ・ 提出場所：社会医療法人敬愛会本部経営企画部
- ・ 提出期限：平成22年4月12日（月）まで（必着）
- ・ 提出方法：書留郵送とします。なおその際、封筒に「中頭病院設計プロポーザル参加申込書在中」と記してください。（直接持参は不可）

#### 4. 質疑

質疑書

質疑については、作成要領の様式 9 に従い提出してください。

提出方法：メールにて [e\\_mail : keiei@nakagami.or.jp](mailto:keiei@nakagami.or.jp)

提出場所：社会医療法人敬愛会本部経営企画部

提出期限：平成22年4月16日（金）

#### 5. 回答

回答は、取りまとめたうえ、提案競技の予定日程（質疑書の回答）前後に当法人ホームページ上に掲載します。

#### 6. 第一次審査提出書類

- |                                  |            |       |
|----------------------------------|------------|-------|
| (1) 技術提案書                        | 様式 2       | A3版2枚 |
| (2) 事務所の主要業務実績、主要な病院業務実績（過去10年間） | 様式 3       |       |
| (3) 総括責任者・主任技術者                  | 様式 4 A、4 B |       |
| (4) 総括責任者の主要な医療施設の業務実績           | 様式 5       |       |
| (5) 意匠担当主任技術者の主要な医療施設の業務実績       | 様式 6       |       |
| (6) 協力事務所                        | 様式 7       | （該当者） |

## 7. ヒアリング

第一次審査により提案が優れている数者には、第二次審査としてヒアリングに出席を依頼する。ヒアリングの日時、場所、留意事項は「ヒアリング参加要請書」により通知します。

## 8. 契約

契約金額については、最適設計候補者と相談の上、契約金額を決定します。但し、施工の入札にあたっては、最適設計候補者と同一の資本形態にある施工者は参加できません。

### . 経費の負担

参加表明書及び技術提案書の作成に要した費用、旅費、その他この提案競技の参加に関した経費は参加者の負担とします。

なお、第二次審査（ヒアリング）の参加者に対して、参加1社（1応募）あたり、50万円（消費税含む）を支払います。但し、設計契約者及び失格者は除きます。

### . その他

#### 1. 失格事項

（1）次の各号に該当する者は失格とします。

提出書類に虚偽の記載をしたもの。

技術提案書に提案者が判別できる暗号、記号などをはさんだもの。

参加表明書受理後、提出期限内に提出書類が提出されなかったもの。

「募集要項」、「参加表明書および提出書類作成要領」および「業務経歴報告書」等と与えられた諸条件に違反するもの。

選定結果に影響を与えるような行為があったと認められる場合。

社会問題を起こした場合。

#### 2. その他

（1）参加者は審査委員及び敬愛会の関係者と本件に関して直接、間接を問わず連絡を取ってはならない。

（2）参加者は、選定結果に対して異議の申し立てをしない。

（3）選定者が契約までに失格事項が判明した場合は交渉権を失う。

（4）契約締結後においても、本プロポーザルにおいて不正と認められる行為が判明したときは、契約の解除ができるものとする。

（5）提出された書類は返却しない。

（6）書類等の作成において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に限る。